

岩通グループ人権方針

岩通グループ（岩崎通信機株式会社及びグループ会社）は、事業活動に関わる全ての人々の人権を尊重することが経営の基本であり、持続可能な社会の実現を目指す企業市民としての責任であると考えています。

この責任を果たすため、当社グループは、事業活動における様々な人権リスクに対して真摯に向き合うとともに、そのリスクの軽減に努めてまいります。

■人権方針に基づく取り組み

1. 「国際人権章典（「世界人権宣言」及び「国際規約）」、「労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言」、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」などの国際行動規範を尊重します。また、岩通グループが活動を行う国、地域における法規制を遵守します。
2. 事業活動において生じる可能性のある人権リスクを認識し、人権侵害を行わない、人権侵害を助長させないために、リスクの軽減や防止に努めます。
3. 事業活動により人権侵害を引き起こした場合、また人権侵害を助長した場合は、適切な処置を講じその是正に努めます。
4. 本方針及び人権に関する理解を深め、実効につながるよう人権尊重に関する教育や啓発を実施します。
5. 本方針は、岩通グループの役員・従業員に適用し、岩通グループの取引先にも働きかけていきます。
6. 本方針に基づく人権尊重の取り組みについて定期的に開示していきます。

2023年3月20日

岩崎通信機株式会社
代表取締役社長執行役員
木村 彰吾